



新宿区

『新宿力』で創造する
やすらぎとにぎわいのまち新宿

平成31年第1回区議会定例会
新宿区長定例記者会見資料
平成31年2月8日(金)

事業名	(仮称)新宿区公契約条例の制定	予算(案)の概要	ページ
予算額			
取材先	総務部契約管財課長 山本 (電話 03-5273-4072)		

区を取り巻く状況

2019年の消費税率の引上げや東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会終了後の景気動向に適切に対応するため、**公契約における新たなルール**が必要

現在のルール

- ・新宿区調達のあるり方について(指針)
- ・新宿区が発注する契約に係る労働環境の確認に関する要綱
⇒**入札及び契約の透明性・公正性・競争性を確保**
- ・一定額以上の契約案件につき労働環境の確認
⇒**適正な労働環境の整備を推進**

新たなルール

更なる労働環境の整備の推進をはじめ、現在機能している制度の強化を図り、公共サービス調達の品質の確保を持続可能なものとするため、基本方針や区及び受注者等の責務を明文化した**(仮称)新宿区公契約条例の制定を進める。**

(仮称)新宿区公契約条例骨子案 概要

区、受注者等の責務

- ・公契約に関する施策を総合的かつ効果的に推進する。【区】
- ・法令等を遵守し、労働者等の適正な労働条件の確保に努める。【受注者等】



受注者等が遵守すべき事項

- ・労働報酬下限額以上の報酬の支払い
- ・労働環境確認のための書面提出
- ・労働者への周知(適用を受ける労働者等の範囲、労働報酬下限額、労働者等の申出先等)



労働者等の申出

- ・労働報酬下限額以上の報酬が支払われない等条例違反の疑いがある場合、労働者等は、区、受注者等に申出可能
- ・受注者等は、誠実に対応し、その申出を理由とする不利益取扱いをしてはならない



(仮称)新宿区労働報酬等審議会の設置

労働報酬下限額その他区長が必要と認める事項
学識経験者、事業者、労働者の中から区長が委嘱する。(任期は2年)



実効性を確保するための区の実施

- ・労働者からの申出にもとづいて、受注者に報告の要求、又は書類の閲覧などの立入調査を実施し、違反が認められた場合は、是正措置を要求
- ・受注者が報告を拒否した場合や、是正措置を講じない場合、区は公契約を解除することができる



■ 事業関係者や労働者の皆様をはじめ、多くの皆様からのご意見をいただくため、平成31(2019)年2月15日からパブリックコメントを実施する予定です。